

21世紀台湾社会における言語法制定の意図

藤井 久美子

關於21世紀台灣語言法制定之意義

藤井 久美子

1. はじめに

本稿では、台湾で1970年代以降に施行、あるいは発表された4種の言語法：『国語推行辦法（国語推進法）』（1973. 1）・『語言平等法草案（言語平等法草案）』（2003. 2）・『国家語言發展法草案（国家言語發展法草案）』（2003. 9）・『語言基本法草案（言語基本法草案）』（2004. 5）について検討を行う。特に、21世紀になってから次々と発表された以降の言語法について分析を行いたい。台湾ではの『国語推行辦法（国語推進法）』が1970年代に施行された後は、言語法制定の動きはあっても、21世紀になるまでは実際に次の言語法が制定されることはなかった。ところが、2003年2月にの『語言平等法草案（言語平等法草案）』が発表されると、わずか1年あまりの間に、と、次々と法令（草案）が提出されている。そこで、この間に条文はどのように書き換えられたのかについて分析を進め、21世紀の台湾社会において言語法の制定はいかなる政策的意図を持って進められたものなのかを明らかにすることを旨とする。

2. 言語法

言語法とは、法令の一領域に属するものであり、英語ではLanguage Lawと呼ばれる。民法や刑法といった意味での通常の法治国家で整備された法体系のことでなく、憲法や訴訟法から民族的少数者関連の法律やマスメディア関連の法律にいたるまで、様々な実定法における言語関連法規の総体を指すものと考えられる。むろん、国によっては、実際に「言語に関する法律」といった個別の実定法が存在する¹。台湾では、本稿で考察する言語に関する4つの実定法以外にも、さまざまな言語関連法規が制定されてきた。言語に関する規定を法令に取り込むことを継続的に行ってきた台湾社会は、政策の中でも言語政策を重視する社会であったといえる。但し、本稿では、上述したからの実定法についてのみ検討を加え、言語関連法規については稿を改めて論じることとする。

3. 「国語」普及から見た台湾の言語政策史

台湾が政策を実施する上で言語の扱いを重視してきたことは上で述べた通りだが、これは「国語」の位置付けから顕著にうかがえる。先行研究においても、言語政策は「国語」政策とも捉えられ、国語と他の言語との関係性から分析が行われてきた。

まず、陳美如 (1998)²によれば、台湾の言語政策は時期によって下記のように分類される。

1. 「改制穩定時期」(1945 - 1969) : 日本化を除去し中国化を回復する
2. 「計画貫徹時期」(1970 - 1986) : 国語普及を貫徹し国家意識を凝集する
3. 「多元開放時期」(1987 - 現在まで) : 多言語多文化に取り組む

次に、藤井 (宮西) (2003)³は、台湾の言語政策を「国語」に着目して次の1から3の時代に分けたが、これにはさらに以下のような4の時代を加えることが可能である。

1. 「国語」の中国化 (1945 - 1949)
2. 「国語」の絶対化 (1950 - 1986)
3. 「国語」の相対⁴化 (1987 - 2000⁵)
4. 「国語」の名目化 (2000 - 現在)

1945年以降1986年までの間を捉えるのに、陳 (1998) が1と2の時代の区分を1969年と1970年としたのに対して、藤井 (宮西) (2003) が1949年と1950年との間に区分をおいたのは、次のような理由からだと思われる。まず、陳は言語状況を台湾社会内部の変質：「内的変化」からとらえたのではないだろうか。台湾社会は、日本の統治を離れ、また、国民党政権が台湾に移動してくる中で、徐々に中国化していかざるをえなかった。しかし、1970年前後から、民主化運動を通して「台湾意識」が芽生えてくる。特に、国際連合の代表権が中華人民共和国に移った後は、国家存続に対する危機感から、「台湾」という存在に対しての意識が強まる。そこで、この点に着目した陳は、1970年前後を一つの境界と捉えたと考えられるのである。他方、藤井 (宮西) が1950年前後に境界線を定めたのは、台湾社会に対して外部から変化が強要された、すなわち「外的変化」に着目したからである。1949年には中国大陸には大きな社会的変革もたらされた。国共内戦に勝利したと考える毛沢東率いる共産党政権は10月に中華人民共和国の建国を宣言し、一方、国民党政権は「捲土重来」を期して台湾へと政権を移動させた。この時、台湾社会は人口数、人口構成などにおいて変化せざるを得なかったのである。「国語」についていえば、中国大陸から移り住んできた人々によって話者数は一気に増加した。中国大陸に住むからといって、全ての人々が「国語」を自由に操るわけではないが、国民党政権と共に移住した人々には政府関係者、軍人などが多かったことから、一応の「国語」運用能力を有していたと考えられる。そこで、強制的にもたらされたこうした外的変化に着目してなされたのが藤井 (宮西) による分類なのである。

次章では、まず、「国語」の普及に大きな働きを果たした言語法『国語推行辦法』について言及する。

4. 言語法①『国語推行辦法』の時代

陳の述べた2の時代と藤井（宮西）による2の時代は共に「国語」が絶対視された時代である。中華民国では、建国以来、建国の父とも呼ばれる孫文によって「国語」には国家統一の象徴という役割が与えられていた。そこで、国内外から生じる国家的危機においては、国家統一を強化し、中華文化の継承者であることを宣言するために、「国語」を絶対化することは不可欠であると考えられていたのである。

このような国家的要請によって、1973年1月に施行されたのが『国語推行辦法（国語推進法）』全14条（以下、本稿では『国語法』と呼ぶ）である。『国語法』公布の目的は、「国語」に関する言語法を制定することによって、国家の言語政策において「国語」普及が重要な問題であることを社会に広く認知させることであった。法令の内容を分析してみると、「国語」普及のために「...しなければならない」「...すること」という条文が並んではいないが、それらの条文の内容を具体的にどのように実施、実現するかについては全く述べられてはいない。また、罰則規定なども定められておらず、心得や訓示の類のようなものとも受け取れる。こうしたことから、『国語法』は「国語」の地位を確定・確認するためのものであって、実質的な意味を持たないスローガンの法令といえるのである。

5. 21世紀の3つの言語法（②③④）

陳が分類した3の時代、また、藤井（宮西）も3の時代とした1987年以降は、台湾社会が民主化し、台湾化・土着化した時代である。したがって、中華民国・国家統一の象徴である「国語」独尊からの脱却が可能になった時代であるともいえる。この時代には、陳が「多言語多文化」と命名しているように、「国語」以外の言語も社会的に台頭し、それまでとは異なり多言語が公的に使用可能な地位を得るにいたった。当初、「国語」以外の言語が社会的地位を得ることは、民主化した台湾社会にとっては望ましいと考えられていたが、実際には多言語社会が進展する中で新たな問題が生じることとなった。それは言語間に横たわる格差である。調査によっても若干数値は異なるが、一般的には総人口の80%近くが「台湾閩南語」を母語としていると言われている。「国語」を除いて第2の話者数を持つ「台湾客家語」の母語話者率が約15%であることを考えると、「台湾閩南語」は圧倒的に優位な地位を占める。そのため、「台湾閩南語」話者と「台湾客家語」話者との間で、さまざまな軋轢が生じることとなった。数的優位さからくる「台湾閩南語」派の「余裕」や「横柄さ」といってもよいようなものから、母語維持運動に対しても「台湾閩南語」派と「台湾客家語」派の間では温度差が生まれた。さらに、1990年代以降、台湾社会でその存在が見直されるようになった言語にオーストロネシア語族の言語がある。公的に「原住民（族）」と呼ばれる先住少数民族の言語で、漢語とは全く異なる系統の言語である。1990年代以降は世界的にみて先住民の権利拡大、また、消え行く少数言語保護の動きが進み、これらは台湾にも波及した。1990年代以降、台湾でオーストロネシア語族の言語が次々と容認されるようになったのは、こうした潮流の影響であると考えられる。

このように、「国語」を除く、大別すると3つの言語グループは、ここ10年あまりの間に、背景となる主義主張が異なる状態で互いにその言語の公的地位を高める運動を行うこととなった。それらはやがて、政治的にも運動を集結する方向に集約され、言語法としての形をなすこ

ととなった。それが、21世紀に入ってから相次いで発表された、『言語平等法草案（言語平等法草案）』（以下、本稿では『言語平等法』と呼ぶ）、『国家語言發展法草案（国家語言發展法草案）』（以下、本稿では『言語發展法』と呼ぶ）、『語言基本法草案（言語基本法草案）』（以下、本稿では『言語基本法』と呼ぶ）の3つの言語法（草案）である。

以下では、上記の法令について、具体的に検討を行う。

5.1 ②『言語平等法草案（言語平等法草案）』について

『言語平等法』⁶は2003年2月に発表された全25条の言語法で、の『国語法』以来、30年ぶりに発表された言語に関する法令（案）である。草案は、1990年代以降に進展した新時代の言語法制定の動きを総括する形でまとめられた。『言語平等法』発表以前から考案されていた次の3案を斟酌したものといわれている。一つは、1996年12月ごろから行政院原住民族委員会によって草案がまとめられていた『原住民族語言發展法草案』である。次には、行政院客家委員会が2001年6月以降に検討を行っていた『語言公平法草案』が挙げられる。そして、3つ目には、中央研究院語言学研究所の主任であった何大安の考案による『語言文字基本法草案』があり、これら3案が基となって、『言語平等法』の条文が定められた。

では、先行して考案されていた上記3案とはいかなる内容を規定したものであったのであろうか。まず、『原住民族語言發展法草案』であるが、すでに述べたように、1990年代以降は国際連合などの場で、先住民の権利拡大・少数言語保護の動きが進展していた。国際連合を含む国際社会での地位を向上させたいと考える政府にとっては、原住民族（族）の言語の公的地位向上を推進することは民主的社會であることをアピールする手段として政策的にメリットがある。そこで、『原住民族語言發展法草案』の制定も検討されたのである。本草案が先住民保護の世界的潮流から考案されたものであることは、アメリカの先住民族言語法を参考にしたことから明らかとなる。

次に、行政院客家委員会による『語言公平法草案』であるが、この草案が目指すものは法令の名前に現れていると考えられる。「公平」と「平等」という2つの言葉の差異については多くの議論があるが、「公平」の語義に『かたより』のない状態」というものがある。この解釈から考えるならば、客家委員会が言語の「公平」を求める背景には、「かたよった」言語状況のあることがうかがえ、それは「台湾閩南語」の優位な状況であるといえる。したがって、『語言公平法草案』が目指したものは「台湾客家語」の地位向上である。草案は具体的には、言語権、国家語（「国家語言」）、共通語（「通用語」）、地方共通語（「地方通用語」）について定めた全5章、25条からなる。

残る何大安の考案による『語言文字基本法草案』については、管見の限り、正確な考案時期は明らかではない。ただ、全18条からなる条文の中には、「中華民國」や「中原華語」などの用語が用いられており、中國大陸を連想させることから、原案は急速に民主化・台湾化が進む前に考案されたものではないかと考える。以上のような草案が基となって『言語平等法』は創案されたが、公布の目的は、『国語法』に取って代わり、21世紀の新・言語法としての役割を果たす、というものである。「取って代わる」という言葉を用いたのは、『言語平等法』が公表されると同時に『国語法』が廃止になったという事実に基づく⁷。

国語推行委員会主任委員である鄭良偉（2003）⁸は、『言語平等法』が果たす役割を次のよう

に述べた。まず、法によって、国内の言語の「平等」・「差別の禁止」・「尊重」を規定することを目指すというものである。次には、「国語」を含む国内の言語すべてを「国家語言」(National Language)と位置づけるためであるという。同時に、いずれの言語が「官方語言」(Official Language)であるかについては規定を避けることで、従来の「国語」の絶対化を否定し、最終的には台湾の全言語の地位を保証するために、『言語平等法』の制定が唱えられたというのである。

条文の中では『言語平等法』が規定する言語を明記した第2条に着目したいが、その具体的内容は次のようなものである。

第2条(用語の定義) 本法の用語の定義は以下のようである。

- 一、言語：現在わが国の各エスニックグループに固有の自然言語・手話・書写記号・所属方言を指す。
- 二、文字：前で述べた言語を表記することのできる書写システムを指す。
- 三、国家言語：国家言語とは、国内で使用されているところの、各原住民族語(アミ族語・タイヤル族語・パイワン族語・ブヌン族語・カバラン族語・プーマ族語・ルカイ族語・ツォウ族語・サイシャット族語・ヤミ族語・タオ族語)・客家語・Ho-lo語(台湾語)・華語を包括したものである。
- 四、地方通用語：ある一つの地区で使用される主要な媒介言語を指す。

第3項で原住民族の言語名を個別に記したのは、原住民族からの要請による。

また、「Ho-lo語(台湾語)」とは、本稿で「台湾閩南語」とした言語のことであるが、条文中で「Ho-lo語(台語)」(原文ママ)とされたのは次のような理由からであると考えられる。まず、「台湾閩南語」の公的な名称ははまだ決定していないので暫時「Ho-lo語」としたが、「Ho-lo語」は広く認知された名称ではないことから、閩南系の人々を中心に頻繁に用いられる「台語」という名称も加えることとした。しかし、法令の条文中で「台語」と言ってしまうと「『台湾』の『言語』」を指すことになって、「台湾閩南語」が台湾の代表的言語であるかのような誤解を招くことになる。そこで、折衷的方策として括弧付で記述することになったのであろう。

5.2 ③『国家語言發展法草案(国家言語發展法草案)』について

『言語發展法』⁹は2003年9月に発表された全20条からなる草案である。第1節で取り上げた『言語平等法』が公表されてわずか7ヶ月で新たに提示された。前文の説明によれば、『言語發展法』は国家言語の発展と保存を主軸として制定されるものであるという。ただ、本稿では、前文の中でも「言語と文字とは分けて処理する」という一文に着目することにする。この一文が意味するところは、本法は言語については規定するが文字については先送りにするということである。背景には、「台湾閩南語」を含め台湾内の言語の文字表記法についてははまだ議論の最中にある実情がある。拼音体系や漢字表記など書写体系の論争が解決されないままでは法令の制定は困難であろうし、かといって、この問題が解決するのを待っていたのでは時間がかかると判断したと考える。この方針は次の『語言基本法草案(言語基本法草案)』にも引き継がれている。

5.3 ④『言語基本法草案（言語基本法草案）』について

『言語基本法』¹⁰は、から約2年近く経った2004年5月に発表された全13条からなる法令である。「21世紀台湾における3言語法比較一覧表」(9-10頁)から明らかになるように、
、
、
となるにしたがって具体的記述が削減され、基本とすべき点のみを示すものへと変化した。『言語基本法』は、
・
とは分量的に大きく異なり、73年制定の『国語法』のように簡素な法令となっている。法令の制定によって志向されるのが単一言語状況か多言語状況か、また、母語の使用を言語についての基本的人権として容認しているか、という点では、『国語法』と『言語基本法』とは根本的に異なる性質の法令であるといえるが、簡素さ(条文数、条文の長さ)や目指すべき基本的目標のみを明記している点などで、両者には類似点が見出せる。

5.4 3つの言語法(草案)についての比較・対照

21世紀の台湾で発表された、『言語平等法』(『言語平等法草案(言語平等法草案)』)、
『言語発展法』(『国家語言發展法草案(国家語言發展法草案)』)、
『言語基本法』(『語言基本法草案(言語基本法草案)』)の法案について、「21世紀台湾における3言語法比較一覧表」を作成し、比較、対照を行った。詳細は一覧表に明記した通りである。

本節では一覧表には記載しなかった点について補っておきたい。その際、21世紀の3言語法の中ではの『言語平等法』が最も細かな条文設定を行っているので、これを基準とする。

まず、言語法の名称から明らかになることはからになった時点で「国家」という言葉が法令名称からはずされたことである。「国家語(国家語言)」という概念が弱くなった。条文についてみると、まず、『言語平等法』の第9条では「地方通用語」という条文名が提示されていたにも関わらず、以降「地方」という言葉が、また、では「国家」という言葉も削除され、具体性のある規定から基本のみを示すものへと変化している。次に、第10条「訴訟言語権」については、では使用できる言語に制限が加えられる。それは、基本的には本人が使用している言語を尊重するが、場合によっては通用語かそれに準ずるその他の言語を選択しなければならないというのである。第11条「主管組織の明確化」については、以降、主管組織が教育部から行政院文化建設委員会に変化している。これは教育の責任を回避するためのものと考えられるが、また一方では「言語は文化資産である」という立場の主張でもある。行政院文化建設委員会が文化の保存と伝承を担う機関であることからこの点が明らかとなる。第12条「言語文字政策の執行と推進」については、では責任組織を明確にしなかった。中央・地方ともに関連組織が推進するというが、これとは別に主管組織を設置する必要がある。第16条の「多言語サービス提供の推進」については、以降は何語による言語サービスを行うかを明示しなくなっている。第22条「国家言語資料庫の設置」に関しては、以降、「文字化」が追加されているが、しかし、それは別に扱うというものである。5.2で述べたことがこの条文からも裏付けられる。以上では、一覧表をいくらか補い、説明を加えた。

歴史的にみて、台湾では、言語法は言語政策を法令というまさに目に見える形で表現したものであるといえ、そこにこめられた政策意図は、以下の3点に分けられる。まず、『国語法』が廃止され、その後新たな法令の制定が試みられたことから、台湾では、従来の「国語」独尊体制からの脱却が目指されているとわかる。こうした動きに伴い、「国語」と呼ばれていた共

通語も名称が「華語」へと変化している。次に、21世紀に発表された草案では、台湾の多言語状況に対する積極的な容認と保護姿勢が打ち出された。国際社会における地位向上を目指す台湾にとっては、国連やユネスコの影響も大きいと考えられる。そして、最後に、21世紀の言語法には、中国大陸とは異なる台湾の独自性についての主張が表れている。『言語平等法』第2条に、「各原住民族語（アミ族語・タイヤル族語・パイワン族語・ブヌン族語・カバラン族語・プマ族語・ルカイ族語・ツォウ族語・サイシャット族語・ヤミ族語・タオ族語）・客家語・Ho-lo語（台湾語）・華語」が台湾に存在する言語として明記されたことは、言語面でも台湾独自の状況があることを公言したものとなっている。

6. おわりに

本稿では、21世紀の台湾において、草案段階であるとはいえ言語法の制定（草案の発表を含む）は政策上いかなる意図を持つものかを法令の条文を分析することで明らかにしてきた。3つの言語法の条文の変遷などを考察して比較一覧表にまとめたことは、歴史的な流れを明らかにするだけでなく、将来に向けての方向性を探る上でも有用であったと考えている。

そこで、今後はまずは本稿で明らかにされた次のような課題に取り組みたい。一つには、客家委員会が創案した法令が「かたより」の解消を目指す「公平」法であったのに対して、21世紀最初に発表された言語法は『言語平等法』という「平等」という言葉を用いた法令であることに着目し、両者の条文の詳細な検討を行いたい。「公平」と「平等」という言葉の差異から、それぞれの話者グループの言語に対する意識なども明らかにできるはずである。二つ目には、5.3で述べたように『国語法』と『言語基本法』とには類似点が見出せる。そこで、この点についても考察を行うつもりである。

注

- 1 渋谷謙次郎編（2005）『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』三元社、12頁。
- 2 陳美如（1998）『台湾語言教育政策之回顧與展望』高雄復文圖書出版社、38頁・86頁。
- 3 藤井（宮西）久美子（2003）『近現代中国における言語政策』三元社、149頁。
- 4 同上（2003）では、「多元化」としていたが、2005年10月開催の第31回多言語社会研究会での発表の折に、「相対化」という方がいいのではないかというアドバイスをいただいたので本稿ではそのように改めた。
- 5 同上（2003）では、3の時代を「1987 - 現在」としていた。しかし、新たな時代にまで考察を進めるにあたって、本稿では3の時代を2000年までとし、新たに加えた4の時代を「2000 - 現在」とした。
- 6 http://www.lawtw.com/article.php?template=article_content&area=free_browse&parent_path=,1,4,&job_id=87713&article_category_id=17&article_id=39774
- 7 『国語推行辦法（国語推進法）』は、2003年2月に廃止された。（「教育部令」台參字第0920019503A號）
- 8 http://64.233.167.104/search?q=cache:wQDzC0Qz0UcJ:members.at.infoseek.co.jp/Frank_chang/equality%2520of%2520languages.doc+%22%E8%AA%9E%E8%A8%80%E5%B9%B3%E7%AD%89%E6%B3%95%E5%92%8C%E8%AA%9E%E8%A8%80%E6%95%99%E8%82%B2%22&hl=zh-TW&ct=clnk&cd=1
- 9 <http://www.cca.gov.tw/news/2003/09222.htm>
- 10 <http://www.lawbank.com.tw/fnews/news.php?nid=23226.00>

本稿は、平成16年度～18年度文部科学省科学研究費補助金若手研究 (B) 「中華人民共和国・台湾における言語ナショナリズムとアイデンティティ形成」(課題番号 16720211) と、平成16年度～18年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (B) 「多言語社会生成の歴史的条件に関する総合的研究」(課題番号 16320082) を利用した研究成果の一部である。

「21世紀台湾における3言語法比較一覧表」

公表日	2003.2.12	2003.9.22	2004.5.21		
言語法名	『語言平等法草案』	『国家語言發展法草案』	『語言基本法草案』	条文の設定から明らかになる主な変更点	条文の内容から明らかになる主な変更点
(日本語訳)	(言語平等法草案)	(国家言語發展法草案)	(言語基本法草案)		
条文数	全25条	全20条	全13条		
条文名称	条文名有り	条文名有り	条文名無し		
立法精神、目的、及び法律の適用	第1条	第1条	第1条		
用語の定義	第2条	第2条	第3条		以降、用語の具体的な定義を削除
言語文字の平等	第3条	第5条 言語の平等		以降、「文字」が対象から削除	
国家の多元文化承認	第4条	第7条	第6条		以降、具体的な定義を削除
差別の禁止	第5条	第6条	第5条		
命名権	第6条	第8条			
伝播権	第7条	第9条	第8条		
教育権	第8条	第10条	第9条		
地方通用語	第9条	第3条 通用語	第4条	以降、「地方」という言葉が削除	
訴訟言語権	第10条	第11条	第10条		では、使用できる言語を制限
主管組織の明確化	第11条	第4条 主管機関	第2条		以降、主管が教育部から行政院文化建設委員会に変化
言語文字政策の執行と推進	第12条	第12条		では、責任組織を明確にせず	

言語文字の保護	第13条			以降、「保護」責任が削除	
言語文字の推進	第14条	第13条 言語の推進		以降、「文字」が対象から削除	
消滅に瀕した国家言語の保護	第15条	第14条	第7条		では、「エスニックグループの言語」という記述がなくなり、「各種言語」に改変
多言語サービス提供の推進	第16条	第15条	第12条		以降、具体的な言語名称が削除され、記述も簡素化
地名権、標示権	第17条	第16条			
国家言語に関連したチャンネルの設置	第18条	第17条 国家言語に関連した番組制作放送の奨励	第8条		以降、 ・具体的な言語名称が削除 ・設置義務から設置の奨励へと変化 ・設置対象が「チャンネル」から「番組」へと縮小
言語交流の奨励	第19条				
国家言語の人材育成	第20条				
公務員の言語能力	第21条				
国家言語資料庫の設置	第22条	第18条	第11条		以降、「文字化」が添加
言語文字予算編成	第23条			以降、「予算措置の義務」削除	
施行細則	第24条	第19条			
施行期日	第25条	第20条	第13条		